

## 第 55 期熊本地方最低賃金審議会 令和 7 年度第 7 回 熊本県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和 7 年 9 月 4 日 (木) 13 時 30 分～15 時 50 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室

3 出席者  
(公益代表委員) 倉田委員、諏佐委員、本田委員

(労働者代表委員) 齋藤委員、西委員、山本委員

(使用者代表委員) 岩永委員、浦田委員、原山委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

### 4 議 題

(1) 金額審議について

### 5 議事要旨

補佐

ただ今から、令和 7 年度第 7 回 熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 9 名の委員に御出席いただいていますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

続きまして公開についてです。本日は、一般の方から 1 名の傍聴申込、報道機関 8 社から傍聴と取材の申込がございます。

それでは、以後の議事につきましては、倉田部会長に進行をお願いしたいと存じます。

部会長よろしくお願ひいたします。

部会長

皆様こんにちは。当専門部会につきましては熊本県にふさわしい最低賃金につきまして、法定の三要素に基づきまして、客観的なデータを用いた議論を重ねてまいりました。加えまして、審議会の合議性の意義を大切にし、労使双方が歩み寄れるよう可能な限りの御協力をお願いしながら、今回は、例年以上に非常に丁寧に審議を進めてきたつもりでございます。前回の専門部会までに、労使双方から 4 回にわたり金額の御提示をいただいております。十分な議論を尽くしましたが、これ以上の歩み寄りは難しいという結論に至っております。そこで、本日は公益側として考え方、公益見解としてお示しをしたいと思います。この見解は、これまでの審議内容を踏まえまして、さらに最低賃金法の目的である、最低賃金近傍で働く労働者の生活保障と、労働の質の向上という観点から、最善を尽くして私ども公益が検討した結果でございます。後

に御報告いたしますこの見解に対しましては、おそらく様々な受け止めがあるかと思いますが、できる限り多くの方の御理解と御納得をいただければ大変ありがたいと存じます。それでは本日も皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

補佐

それでは、カメラ取り録音はここまでとさせていただきます。

部会長

それでは審議に移ってまいりたいと思います。

まずは前回の専門部会を簡単に振り返りたいと思います。もともと双方の御意見、お立場として、労働者側は労働基準法1条、最低賃金法1条の趣旨に基づいて、最低賃金というのは、人たるに値する生活を保障するに資する額であるべきであると、それ故、昨年比いくらというよりは、現状をどのように見て、労働者としていくらあれば生活ができるのかという観点から議論するべきではないかという御見解でした。

一方使用者側といたしましては、昨今の物価高等に鑑みて賃上げをすること自体に反対をしているわけではない、しかしながらアメリカの関税の影響による不透明感、それから、近年の人手不足による防衛的賃上げ状況、また価格転嫁が困難な中小企業の疲弊の実態などを勘案すべきであり、さらに中小企業というのは地域セーフティネットであるが故に持続的発展が重要ではないか、という御見解をいただいております。このような基本的な見解に基づきまして1回目の金額提示をいただいておりまして、これにつきましては労働者側1,130円、現行の最低賃金額にプラス178円という御提示、一方使用者側は991円、現行の最低賃金額にプラス39円という御提示でございました。第1回目におきまして、両者の金額の開きは139円ということになってございました。その後、先ほど申し上げたように、双方歩み寄りをいただきましたが、2回目につきまして乖離額41円となり、その後は非公開とさせていただきまして、最終的には当初の乖離よりも随分大きな両者の歩み寄りをいただいたところで、第4回目までを終了しているというところでございます。以上、この間の金額の流れについて御説明をいたしましたが、この点につきまして、労使双方御意見、修正点等ございますでしょうか。

(特段なし)

ありがとうございます。それでは次に、私の方から少し別の話をさせていただこうと思っております。

本年度の中央最低賃金審議会の答申におきましては、近年の最低賃金額の大幅な引上げにより、資金原資が増大していること、あるいは、引上げ時の支援策の活用のため、経営的、時間的余裕のない事業者というのが増大している状況があるといった声、それから、法的拘束力を伴う最低賃金を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項におきまして、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額と共に発効日についても十分に議論を行うよう要望するというかたちでの見解が示されております。

本審議会におきましては、例年でありますと10月1日の法定発効というかたちで、その発効日を目指す議論をしておりますが、本年度は審議の遅れなどにより、それが難しい状況がございます。さらに、審議会が開始する直前に熊本県におきましては大雨災害といった特殊の事情もございまして、このような状況を踏まえまして、この間

の専門部会の中におきましては、発効日につきましても労使それぞれの御意見をお伺いしてきたところでございます。この間の労使それぞれの御主張、御発言等に基づく私の理解といたしましては、発効日につきましては、どのようなかたちでいつ発効するかにつきまして、皆様の合意がいただけているものと考えておりますので、可能であれば三者揃っておりますこの場で、この点につきまして改めて皆様に確認をさせていただきたいと考えておりますが、この点、皆様いかがでございましょうか。

岩永委員

発効日についてですか。

部会長

はい、発効日についてです。

原山委員

金額とは別にですか。

部会長

はい、金額とは別です。発効日についての話です。

原山委員

金額とセットじゃないんですか。

部会長

今回の審議の内容を見ますと、必ずしもセットというかたちでの議論がなされているようには見受けられませんでした。それぞれ発効日は発効日、というかたちで御意見をお伺いするというかたちにしております。また、先ほど申し上げた中央最低賃金審議会の答申におきましても、その2つをセットで議論しなさいというかたちで、地方最近賃金審議会に対する申し入れというのは特になされておりません。それぞれ地方最低賃金審議会が自主的主体的に議論をしてくださいというかたちになっております。ですのでそのような答申内容と、今年度の審議会での皆様のこの間いただいた議論の状況から見て、原山委員が感じられているとおり若干イレギュラーではございますが、今、発効日について、審議の内容を基に皆様に合意について御確認させていただければと思っているところです。

原山委員

金額によってかなというところもありましたけれども。

部会長

確かに金額によるところはあるかと思いますが、それだけでというところでの話は、今回の審議会ではなかったかと思います。

山本委員

はい、発効日については、まだおっしゃってはいただいているんですけども、今年に限って申し上げると、水害の関係などもありましたので、そういうことを受け止めながら、最短でなければならないというスタンスには、私どもは立っておりませんから、発効日については協議できるものというふうには受け止めさせていただいております。

部会長

いま、労働者側からはそのような御意見がありましたが、よろしいでしょうか。

原山委員

はい。

部会長

ありがとうございます。それでは、この間の皆様の御意見をもとに、私の方から発効日につきまして、金額とは別に、ここでお話をさせていただきます。

発効日につきましては、先ほど山本委員から御発言がありましたように、今年度は特に大雨災害といった特殊事情があったことに鑑み、例年のように最短発効というものについては考える余地があるというようなお話がありました。併せて、この間の皆様との御議論の中で具体的な日時といたしまして、1月1日発効でどうだろうかというようなお話が労使それぞれの御発言の中からあったところでございます。これを踏まえまして、本年度の熊本県の最低賃金の発効日につきましては、1月1日というかたちで指定日発効として、皆様の共通理解が得られているものというふうに、私自身は考えておりますが、この点皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それではまず、金額とは別に専門部会の合意といたしまして、発効日につきましては1月1日というかたちで、発効するということで皆様に御承認をいただきました。どうもありがとうございます。

では次に、金額についての審議に入ってまいりたいと思います。この後、公益見解をお出しする予定にしておりますが、その前に労使双方、個別確認の時間というのは必要でしょうか。

(労働者側、使用者側ともに要望)

分かりました。ありがとうございます。どちらが先がよろしいですか。

(委員各々「どちらからでもいいです。」)

それでは、一応シナリオ上は労働者側が先になっていますので、このシナリオに従いまして先に労働者側とお話をさせていただければと思いますので、使用者側につきましては、しばらくお待ちいただければと思います。

それではこれ以降につきましては、専門部会運営規程の第7条第1項のただし書きに基づきまして非公開とさせていただきますので、傍聴の皆様には大変恐れ入りますが御退室をお願いいたします。審議が再開される際には改めて呼びに参ります。よろしくお願ひします。それでは事務局、御案内をお願い致します。

(傍聴人 退室)

室長

それでは、使用者代表委員におかれましても御案内いたします。

(個別意思確認開始)

(個別意思確認終了)

(傍聴人 入室)

部会長

それでは、労使それぞれの委員との確認が終了いたしましたので、全体の審議に戻りたいと思います。まず、冒頭でお話しいたしました発効日につきましては、専門部会の全体の中で意思確認が図られました。その結果、本年度につきましては、令和8年1月1日の指定日発効ということで、専門部会としての合意が得られておりますので、ここで改めて報告をさせていただきます。

次に、引上げ額につきまして、公益見解の御報告を申し上げます。

熊本県最低賃金は改正の引上げ額を82円とし、時間額1,034円とする。

その理由につきましては、書面にて皆様にお配りをさせていただければと思います。事務局は各委員に公益見解を配付してください。

(公益見解 配付)

それでは皆様のお手元に、公益見解に係る文書をお配りさせていただきましたので、これに基づきまして、今、申し上げました引上げ額にかかる公益見解の理由の概略を申し上げさせていただきます。

お手元のペーパー、1ページから2ページの上のところにつきましては、まず、中央最低賃金審議会で示された基本的な考え方を確認しております。これにつきましては、既に公表された資料に基づきまして、公益見解の中で再度まとめ直したものでございますので、後で改めて御参照をお願いいただければと思います。

次に2ページ目の2でございます。若干長くなりますが少しポイントを読み上げさせていただきたいと思います。

## 2 熊本県最低賃金の決定方法について

熊本県最低賃金の改正決定にあたり、最も重要な要素は最低賃金法第9条第2項の三要素であり、熊本県における「労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して決定されることになる。その際には、令和7年7月15日付熊本労働局長発熊本地方最低賃金審議会宛「最低賃金の改正決定について(諮問)」が「『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2025』に配意」した調査審議を求めていることへの配慮も必要となる。また、審議に際しては、熊本県の実態に即した最低賃金の決定審議をすることが求められる。したがって、熊本県における各種の客観的資料に基づき検討するだけでなく、全国における熊本県の消費者物価指数の位置づけ、県内世帯のエンゲル係数と生活保護世帯のエンゲル係数との相関、最低賃金による実質的な賃金上昇率および熊本県の平均賃金と最低賃金の割合の位置づけ、各都道府県の産業における名目労働生産性および産業構造、人材流出の状況等も勘案することとした。以上から、本

公益委員見解を作成するに際しては、熊本県における法定三要素を検討した上で、各種客観的資料に基づいた事項や熊本県の実情も踏まえ、総合的に判断を行いました。

次の2-1以下の部分が法定三要素につきまして考慮した内容を書いてある部分です。こちらもポイントだけ読み上げさせていただきます。

## 2-1 熊本県における労働者の生計費

### (1) 消費者物価指数等

2024年10月から6月までの熊本市の消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)の対前年上昇率の平均は4.1%増であり、同期間の全国平均3.9%を上回る。また、食料にかかる消費者物価指数の熊本市の対前年同期比の推移に注目すると同期間の平均が8.1%と、より高い伸びを示している。

3ページに参りまして上から3行目でございます。

加えて、消費者物価地域差指数(総合)都道府県別によりますと、熊本県は令和6年度において全国15位となり、前年の22位から大幅に順位を上昇させております。

次に(2)エンゲル係数でございます。

「エンゲル係数の上昇」は最低賃金近傍労働者の「家計に直接的な影響を与える」という中央最低賃金審議会の公益見解での言及がございます。この点熊本県のエンゲル係数は、歴年にみますと全体のばらつきはありますものの、2021年から2024年にかけて、総世帯あるいは勤労世帯のいずれでも上昇傾向が見られるところでございます。また、熊本県における勤労世帯のエンゲル係数につきましては、生活保護基準に基づく2級地-2、これは熊本県ですと荒尾市に該当いたしますが、2人以上世帯と近接した数値というものになってございます。このような状況を考えますと、熊本県内の取り分け一部の勤労世帯におきましては、食料費にかかる家計負担により表面的な所得水準に比して実質的な生活状況がきびしい傾向があることが見て取れます。

次にえ2-2熊本県における労働者の賃金でございます。

まず、(1)令和7年賃金改定状況調査結果でございます。この賃金改定状況調査結果につきましては、中央最低賃金審議会におきまして目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要があると意見されております。ここで示されております、第4表の30人未満の企業の賃金改定状況調査結果というのを見ますと、第4表①②における賃金上昇率、これはCランクでございますが、3.0%となっておりまして、最低賃金が時間額のみ表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果、2.7%を上回る数値が出ております。また継続労働者に限定いたしました、第4表の③における賃金上昇率、これもCランクでございますが、これにつきましても3.6%となっておりまして、昨年の結果3.1%を上回るかたちになっております。すなわち、一般労働者、パート労働者とともに賃金が上昇傾向にありますと、上昇率も増加しているということが見て取れます。

(2)実勢賃金の状況でございます。これにつきましては熊本労働局賃金室で調査をいただいている。4ページにお入りをいただきまして、賃金室の調査、それからもう1つは中央最低賃金審議会が第1回目安に関する小委員会資料の中の統計の中で、熊本県の募集賃金下限額という数値を取ってございます。これら2つを併せて鑑みますと、熊本県のパート労働者の市場全体の賃金水準というのは、今年度に入って以降上昇をしております。ただし、賃金上昇につきましては、労働力確保のために事業者

が賃金を引き上げざるを得なくなっている可能性、及びこれに伴い、経営コストが増加している可能性というものについては留意する必要があると考えます。

(3) 地域別最低賃金と賃金水準との関係でございます。

最低賃金と平均賃金の比率を示すカイツ指標というものがございますが、これを見ますと熊本県は、フルタイム労働者、パートタイム労働者ともに全国平均よりも高い状況となっております。このようなデータを参考にいたしますと、フルタイム労働者につきましては、平均賃金が最低賃金水準を大きく上回っておりますため、最低賃金の引上げがフルタイムの雇用や賃金水準に与える影響というのは限定的になると思われます。とりわけ熊本県におきましては、福岡を除く九州他県と比較いたしますと、カイツ指標が低いということがありまして、相対的にフルタイムにおきまして影響はさらに小さいということになってまいります。一方、パートタイム労働者につきましてはフルタイム労働者に比べまして、カイツ指標というのが高く、最低賃金水準との距離というのも小さいということになっておりますので、最低賃金の引上げの影響をより強く受けるということになろうかと思います。従いまして最低賃金改定はこの点では事業者の負担に繋がりやすいということになりますが、同時にこの引上げというのが地域のパート労働者の賃金水準の改善に直結しやすいという両面からとらえることが可能ということになります。

2-3 熊本県における通常の事業の賃金支払能力でございます。

まず法令における通常の事業の賃金支払能力の解釈についてでございますが、政府は個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払能力と解釈をしております。また、中央最低賃金審議会におきましても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料に基づき議論がなされております。本公益委員会もこれに倣いまして、特定産業の業況や企業の状況によらず客観的な各種統計資料に基づきこの点を判断いたしました。

4ページ、2-3(1) 県内経済の動向でございます。これにつきましては、公表されている各公官庁等からの資料が出ておりますが、熊本県における関係指標を見ますと、県内の経済情勢につきましては「物価上昇の影響が見られるものの緩やかに回復している」とされています。ただし、先行きにつきましては「物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、金融市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされている点には留意が必要かと思います。それからお捲りいただきまして、5ページの上から4行目、同じような各種統計資料の中で、人材に関する判断というのも示しております。それによりますと、従業員数判断につきましては、現状判断が「不足気味」超となっておりまして、先行きでも全産業で「不足気味」超で推移する見通しが示されておりまして、今後も人手不足が継続するというものと、見られる状態になっております。

その次、(2) 県内企業における価格転換の状況でございます。

これにつきましては、まず中小企業庁、これは県内のみならず全国的な状況を調べたものでございますが、全国的な状況としては2024年9月から2025年3月までの間に価格交渉が行われた企業の割合が86.4%から89.2%に増加しており、労務費にかかる転嫁率におきましても44.7%から48.6%というかたちで、僅かではありますが上昇している状況ということです。一方、本専門部会の資料で御提出いただきました、熊本県商工会連合会説明資料によりますと、本県におきましては、全体としては価格転

換の動きは進みつつある、つまり価格転嫁できているが 68%から 77%への上昇が見られるものの、価格転嫁が不十分であるとの回答が 7割を占め、依然として事業者の経営を圧迫している状況が続いているとされております。また、労務費の転嫁につきましては原材料費や燃料代などと比べまして困難な状況があるとされています。先の中 小企業庁の統計と、今回御紹介した統計につきましては調査方向が同一ではありませんので、これらを単純に比較することはできませんが、以上の結果からいたしますと、本県内企業の労務費の価格転嫁の状況には依然として課題が残り、また十分な価格転嫁ができているとする事業者は非常に少ないというかたちになっております。ただし、先の熊本県商工会連合会の説明資料によりますと、価格転嫁が不十分と回答された事業者の中でも 321 社中 241 社につきましては 4割から 9割の価格転嫁がされているということにつきましては留意が必要かと考えております。

5 ページ一番下、（3）県内企業の名目労働生産性でございます。名目労働生産性の伸びは、最低賃金の引き上げ余地を規定するとされると考えられております。すなわち、生産性が高まれば、企業はより多くの付加価値を生み出せるため、賃金を上げても持続可能になります。一方、生産性が低いのに最低賃金だけ引き上げると、中小企業や労働集約的産業で負担が大きくなりやすいとされております。それ故、最低賃金政策の議論においては、表面的な「地域間格差の是正」だけでなく、その背後にある構造的な生産性の違いに目を向ける必要がある。まず、最低賃金は生産性に応じた水準に設定することが重要だという見解がございます。これを参考に、少し独自の計算をさせていただきました。これによりますと、2022 年度の名目労働生産性ということになりますが、東京都の 1,225 万円／人を筆頭に各県の様々な状況がありますが、九州を見ますと、福岡県 778 万円／人、熊本県 751 万円／人、佐賀県 723 万円／人、長崎県 695 万円／人、宮崎県 695 万円／人となってございまして、2022 年度の熊本県の名目労働生産性は宮崎、長崎、佐賀よりも高いといった数値が出ております。このことは、最低賃金の引上げに耐えうる支払能力というのは、これらの県よりやや大きいという解釈が可能になってまいります。その要因として、熊本県には製造業の集積がございまして、TSMC の進出に伴い、このような産業構造が強化されている側面というのがあることから、他県と比較しますと、比較的付加価値を生みやすい産業構造を持っているといったことが考えられるものと思われます。

ここまでが法定三要素につきまして、それぞれの要素ごとに検討をした部分ということになります。

引き続きまして、6 ページの 3 からが、以上の個別の検討を踏まえた全体的なまとめの部分ということになります。一部内容が重複している部分もございますが、重要な部分になってまいりますので、ここについては読み上げを続けさせていただきます。

当審議会は、熊本県の経済・雇用の実態を見極めつつ、消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響などに十分配慮し、データに基づき熊本県最低賃金額を検討するものである。法定三要素のうち、（1）労働者の生計費については、消費者物価指数が高い水準で推移しており、とりわけ、生活に必要不可欠な食料の増加率が高く、最低賃金近傍労働者の生計費の負担となっていることが、エンゲル係数からも看取できる。（2）労働者の賃金については、連合熊本の「2025 年春季生活闘争第 4 回（最終）賃上げ回答集計結果」によれば、事業者全体では 4.93% 増、中小では 5.18% 増といずれも昨年を上回る数値となり、大企業よりも中小企業の引き上げ率が高くなっている。また、事業者の賃金支払能力を勘案した賃金支払状況を示す指標で

あると考えられる「賃金改定状況調査結果」の第4表をみると、30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率Cランクは3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年を上回る結果になっている事も注目に値する。さらに、熊本県の実勢賃金においては、熊本県のパート労働者市場全体の賃金水準が昨年の6月以降、今年度に入っても継続して上昇しており、これらを総合的に勘案すれば、熊本県の事業者全体としては賃金原資の確保が可能な状況にあることが見て取れる。（3）県内事業者の通常の賃金の支払能力については、労務費の価格転嫁の状況について依然として課題は残るもの、価格転嫁が不十分と回答した事業者の中でも、321社中241社では4割から9割の価格転嫁がされている。また、事業者の賃上げに伴う各種助成政策についても周知や活用が図られつつある。以上のことから、県内事業者においては相対的により多くの事業者において、一定程度の価格転嫁が実現できるような環境が整備されてきていること、併せて、賃上げを後押しする各種助成政策の活用余地が拡大していることに伴い、一定の賃金の支払能力の確保が可能であると評価できる。（4）これらに加えて本公益見解では、本県の特徴的な実情として、賃金水準に基づく人材流失についても勘案した。たとえば、本県の外国人労働者数は21,473人で過去最高を更新し、その増加率は全国13位となっている。とりわけ「農業、林業」に従事する外国人労働者数は全国3位となっており、これらの事業継続に欠かせない労働人材となっている。しかしながら、「技能実習」から転職や事業所変更が認められる「特定技能1号」へ移行した際の転出超過数において、熊本県は全国ワースト第4位となっており、賃金水準の高い関東、近畿等への流出が顕著であることが課題として指摘されている。上記の諸要素を総合的に考慮した結果、本公益見解においては、令和7年度熊本県最低賃金について、特に労働者の生計費負担との関連性が高い消費者物価指数のうち、食料の増加率8.1%に着目するとともに、中央最低賃金審議会公益見解並びに熊本労働局長諮問に係る「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に基づく「物価上昇を1%程度上回る賃金上昇」が望ましいとの見解も併せて考慮した。その上で、現行最低賃金952円から9.1%、86円引き上げた1,038円を念頭に置き、その妥当性について一層慎重な検討を重ねることとした。その結果、本県の状況は概ね上記のように整理できるものの、労働力確保の必要性から事業主が負担能力を超えて賃金を引き上げるケースや、これに伴う労務費等のコスト増加分を全て価格転嫁できていない事業者の存在が推認できること、また、事業者ヒアリングに基づき、業種によっては生産性向上が難しく、大幅な最低賃金引き上げにより賃金支払が困難になってきている状況にも留意する必要があること、さらに、令和7年8月10日に熊本県で発生した大雨被害が県内経済へ与える影響についても注視が必要であることを踏まえ、現行の952円に82円を加えた1,034円とすることが妥当であるとの結論に至った。

以上、長くなつて申し訳ございませんが、公益見解とその理由につきましての御説明は以上になります。

それでは、引き続きまして採決に入りますが、労働者側、使用者側それぞれ協議の時間が必要ということですので、今から5分程度を目途に控室で協議をお願いいたします。戻ってこられた時点で採決をさせていただければと存じます。

それでは事務局はそれぞれに御案内をお願いいたします。

傍聴の皆様は、そのままこちらでお待ちいただいて結構です。

(労働者代表委員、使用者代表委員 退室)

(労働者代表委員、使用者代表委員 入室)

それでは労使の皆様お集まりいただきましてありがとうございます。これから採決に入らせていただきますが、採決に入ります前に先程お配りいたしました公益委員見解の一部に誤字がございましたので、公表する時には修正したものあげさせていただきますが、ここで3点ほど訂正を申し上げさせていただければと存じます。

(基本的見解、誤字修正)

大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

それでは、採決に入ってまいりたいと思います。採決に入ります前に、事務局に定足数の確認をお願いします。

補佐

公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名で、委員総数9名中9名の委員の御出席をいただいているので、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たすことを御報告申し上げます。

なお、最低賃金審議会令第6条第6項により、部会長は可否同数の時に、裁決権を持っていることから、委員として表決に加わらないとされています。

以上です

浦田委員

退席します。

(浦田委員、原山委員 退席)

部長

部会長、一旦審議を止めていただいてよろしいでしょうか。

部会長

はい、ここで一旦審議を止めさせていただきます。

(審議中断 事務局諸対応)

部長

お待たせいたしました。部会長審議の再開をお願いいたします。

部会長

それでは審議を再開いたします。挙手の方法により採決を行いますので、事務局は採決の進行と結果報告をお願いいたします。

室長

それでは、引上げ額82円、時間額1,034円に賛成の方、挙手をお願いします。

(公益代表委員 2名、労働者代表委員 3 挙手)

はい。ありがとうございます。  
反対の方、挙手をお願いします。

(使用者代表委員 1名 挙手)

はい、ありがとうございます。採決の基礎数は 6 名、賛成が 5 名、反対が 1 名、よって賛成多数となりましたことを御報告いたします。

部会長

ありがとうございます。それでは、熊本地方最低賃金審議会へ報告する令和 7 年度の熊本県最低賃金は引上げ額 82 円、時間額 1,034 円、発効日令和 8 年 1 月 1 日とすることといたします。事務局は報告書（案）の準備をお願いいたします。

室長

報告書（案）の準備に少しお時間をいただければと思います。

(報告書（案）作成 配付)  
(浦田委員、原山委員 復席)

部会長

お手元に報告書（案）が配置されましたでしょうか。それでは事務局から報告書（案）の朗読をお願いします。

室長

朗読します。

(案)

令和 7 年 9 月 4 日

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世 殿

熊本地方最低賃金審議会 熊本県最低賃金専門部会  
部会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 15 日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、調査審議において、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であることは全委員共通の認識であった。これについて、当専門部会としては熊本地方最低賃金審議会から熊本労働局長に対する建議が行われることを要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

1 公益代表委員

倉田 賀世 諏佐 マリ 本田 悟士

2 労働者代表委員

齊藤 智洋 西 広継 山本 寛

3 使用者代表委員

岩永 秀則 浦田 隆治 原山 明博

別紙

熊本県最低賃金

1 適用する地域

熊本県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,034円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日

以上です。

部会長

ありがとうございます。ただいまの報告書について、何か御質問等ございませんでしょうか。

(特段なし)

それでは、この報告書（案）につきまして御承認いただきましたので、委員の皆様は報告書（案）の案を取ってください。この後、正式な報告書を作成の上、私の方から本審で報告させていただきます。

以上で、当専門部会の審議を終了いたしますが、他に何か御質問等ございますでしょうか。

(特段なし)

それでは、大変厳しい審議の中、、皆様には御協力をいただきまして誠にありがとうございました。この後の日程につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

室長

はい、この後、準備ができましたら第5回熊本地方最低賃金審議会をこの会議室で開催させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

部会長

皆様よろしいでしょうか。それではよろしくお願ひいたします。